

ホテル金沢 宿泊約款

第 1 条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊約款およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - ① 宿泊者名
 - ② 宿泊日および到着予定時刻
 - ③ 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による。）
 - ④ その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条および 第 1 8 条の規定を適用する事態が生じたときは違約金について賠償金の順序で充当し、残金があれば第 1 2 条の規定による料金の支払いの際に返還いたします。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。
ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルはその旨を宿泊客に告知した場合に限り
ます。

第 4 条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第 2 項の規定にもかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
- ② 満室により客室の余裕がないとき。
- ③ 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- ④ 宿泊しようとする者が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員等（以下、「暴力団」および「暴力団員」とする。）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- ⑤ 宿泊しようとする者が「暴力団」または「暴力団員」が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- ⑥ 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち「暴力団員」に該当する者がいるとき。
- ⑦ 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ⑧ 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、または、かつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- ⑨ 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- ⑩ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- ⑪ 宿泊しようとするものが泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。（石川県条例）

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は当ホテルへ申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは宿泊客がその責に帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定して、その支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。
ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（予め到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
 - ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - ② 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。

- ③天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - ④宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。（石川県条例）
 - ⑤宿泊しようとする者が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員等（以下、「暴力団」および「暴力団員」とする。）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - ⑥「暴力団」または「暴力団員」が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - ⑦法人で、その役員のうち「暴力団員」に該当する者がいるとき。
 - ⑧他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ⑨宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、または、かつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - ⑩当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - ⑪寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
- ①宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、および職業
 - ②外国人にあっては国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - ③出発日および出発予定時刻
 - ④その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨にかわり得る方法により行うときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は15:00から翌日の11:00までとします。ただし、連続して宿泊する場合には到着日および出発日を除き、終日、使用することができます。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応ずることがあります。この場合は次に掲げる追加料金を申し受けます。
- ①15:00までは、客室料金の50%
 - ②18:00までは、客室料金の全額

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めるホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 1 1 条 営業時間

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスインフォメーション等でご案内します。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。
その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 1 2 条 料金のお支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその査定方法は別表第 1 に掲げるところによります。
2. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第 1 3 条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは宿泊契約およびこれに関連する履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊者に損害を与えた時は、その損害を賠償します。
ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万が一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

第 1 4 条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 契約した客室の提供ができないときは、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。
ただし、客室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

第 1 5 条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金ならびに貴重品について滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を話し合いの上、賠償いたします。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品または現金ならびに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたとき、当ホテルはその損害を話し合いの上、賠償いたします。

第 1 6 条 宿泊客の手荷物または携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合はその到着前に当ホテルが了解したときに限り、責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた

場合において、その所有者が判明したとき、当ホテルは当該所有者に連絡するとともにその指示を
求めるものとします。ただし、所有者からの指示・連絡がない場合または所有者が判明しないとき
は発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は第1
項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるもの
とします。

第17条 駐車場の責任

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず当ホテ
ルは場所をお貸しするものであって車輛の管理責任まで負うものではありません。

ただし、駐車場の管理にあたり当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときはその賠償の
責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったとき、当該宿泊客は当ホテルに対し、その
損害を賠償していただきます。

ご宿泊のお部屋のカードキーを紛失された場合は、その弁償代として、1枚につき2,200円を申
し受けます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊 [室料 (又は室料+朝食料)] ② サービス料 (①×10%)
	追加料金	③ 飲食料 [または追加飲食] 及びその他の利用料金 ④ サービス料 (③×10%)
	税金	イ. 消費税 ロ. 宿泊税

備考 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申し込み人数		不泊	当日	前日	9 日前	20 日前
		一般	14 名まで	100%	80%	20%
団体	15～99 名まで	100%	80%	20%	10%	
	100 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)

パーセント (%) は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分 (初日) の違約金を収受します。

団体客 (15 名以上) の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前 (その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日) における宿泊人数の 10% (端数が出た場合には切り上げる) にあたる人数については、違約金はいただきません。

教育旅行関係については、別途の違約金規定となります。